

## 北名古屋市総合計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北名古屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）及び北名古屋市総合計画審議会部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会及び部会の会議は、公開とする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、公平かつ公正な審議会及び部会が保持され、円滑に議事の進行が図られるよう努め、委員はこれに協力しなければならない。

(傍聴)

第4条 審議会及び部会の会議の傍聴については、別に定める。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議事項及び議事の要趣
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年8月10日から施行する。